



# わくわく だより

2008年3月号

第61号

春の兆しを ありこちを感じられるように ぼりましたね。  
 私の大好きは季節の到来です。  
 先日、ある人から毎日の楽しみって何か? と聞かれました。  
 一日24時間の毎日の楽しみ、考えてみたら特別はいんですよ。  
 咄嗟に寝る時はは〜って言ったら、ちょっと呆れてはよう  
 です。年間を通して何か特別な行事があれば、それを  
 楽しみに一日一日過ごしたりしますが、毎日の継続的は  
 楽しみ、って言われると、ちょっと答えに困ります。  
 ただ、今の私の小さな楽しみは、チュリップとスイセンの  
 芽が日々育ち、行くのを見ることと、今年小学校を卒業  
 する息子が少しずつ大人になっていくのを感じること  
 ですね。皆さんの毎日の楽しみは何でしょうね。売買④



## 新人紹介 売買担当の

### 仲間が増えました!!

はじめまして

鈴木 秋絵で〜す!



何もかも分からない  
 ことだらけですが、  
 一日も早く仕事に  
 慣れるように  
 頑張ります!

平成20年2月に入社しました  
 鈴木 秋絵です。  
 笑顔をお忘れず、一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。

鈴木 秋絵



## ひとくちメモ



平成20年度税制改正案のご案内～  
 住宅・土地税制の一部をご紹介します。

- 住宅の省エネ改修促進税制（住宅ローン控除制度の特例）を創設。
- 新築の長期優良住宅（「200年住宅」）に係る登録免許税の軽減制度を創設。
  - ・所有権の保存登記：1/1000（本則4/1000）
  - ・所有権の移転登記：1/1000（本則20/1000）
- 土地の売買に係る登録免許税（本則20/1000）について、以下の通り3年間軽減税率を適用。
  - ・平成21年3月31日まで：10/1000
  - ・平成22年3月31日まで：13/1000
  - ・平成23年3月31日まで：15/1000

## 不動産取引時のお願い

平成20年3月1日施行で、特定事業者に対し、不動産売買契約の取引に本人確認の義務付けが開始されました。特定事業者に宅地建物取引業者（不動産業者）も含まれますので、今後、不動産売買取引の際には、必ず本人確認をさせていただくことになりましたので、ご協力お願い致します。

法の施行について、、、  
 平成19年3月29日、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）が成立し、平成20年3月1日に施行となりました。  
 今まで、金融機関には本人確認等の義務付けがなされておりましたが、犯罪による収益は金融機関の取引だけでなく、不動産等の取引を通して移転されます。そこで、今回の法律の施行となりました。  
 本人確認とは、、、  
 以上の確認をするのと同じように、売買契約取引時に、運転免許証や健康保険証・住居の犯罪収益の移転防止を確実にするためですので、不動産売買取引の際には、ご協力よろしくお願ひ致します。

**無料進呈中** 知らないと損をする!  
**『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』**  
 ～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか?～  
 この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について、冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。～ヤンとなく お家探しはロードス1番の当社へ～

一体幾らで買えるの?  
 引越越し 住宅ローン  
 税金  
 自己資金 資金計画

TEL 0246 (27) 0331